平成28年 9月 吉日

南橘地区の皆様へ

南橘地区女性防火クラブ 会長 守 谷 美 子

住宅用火災警報器の設置に関するアンケート調査結果について (お知らせ)

南橘地区女性防火クラブでは、地区の皆様にご協力をいただきまして、今年度も各町内での催し行事(夏祭り、ホタル祭り等)において、住宅用火災警報器の設置に関するアンケート調査を実施させていただきました。

なお、アンケートの調査結果につきましては、下表のとおりでした。

まだ設置されていないご家庭がありましたら、大切な命や財産を守るために、一日も早く設置されますようお願いいたします。

南橘地区女性防火クラブは、今後も、防火対策、火災予防に積極的に取り組んでまいりますので、地域の皆様のご協力をお願いいたします。

【住宅用火災警報器の町別設置状況】

	町名	アンケート 数	全てに 設置	一部分のみ 設置	設置率 ※1	条例適合率 ※ 2
1	上細井町	5 0	3 0	1 0	80.0%	60. 0%
2	下細井町	4 7	1 7	1 9	76. 6%	36. 2%
3	北代田町	5 O	3	4 0	86. 0%	6. 0%
4	下小出町	4 1	2 1	1 0	75. 6%	24. 4%
5	上小出町	4 9	6	3 1	75. 5%	12. 2%
6	龍蔵寺町	4 9	2 1	1 4	71. 4%	42. 9%
7	青柳町	5 0	2 7	1 3	80.0%	54. 0%
8	荒牧町	5 0	2 4	1 4	76. 0%	48. 0%
9	日輪寺町	5 0	2 1	2 1	84. 0%	42. 0%
10	川端町	3 9	1 6	1 5	79. 5%	41. 0%
11	田口則	4 5	2 0	1 2	71. 1%	44. 4%
12	関根町	4 9	3 0	1 1	83. 7%	61. 2%
13	川原町	4 6	2 5	1 3	82. 6%	54. 4%
14	南橘町	3 8	2 7	1 0	97. 4%	71. 1%
	地区合計	653	288	2 3 3	79.8%	44.1%

- 前橋市火災予防条例により、平成20年6月1日から全ての住宅の寝室(寝室が2階 にある場合は階段上にも)に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。
- ※1 「設置率」とは、前橋市火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の割合です。
- ※2 「条例適合率」とは、前橋市火災予防条例において設置が義務付けられている住宅 の部分全てに設置されている世帯の割合です。

あなたの家族と「命」を守る 住宅用火災警報器

全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています

住宅用火災警報器は、火災を早期に知らせてくれるので、大切な「命」や「財産」を火災から守 ることができます。

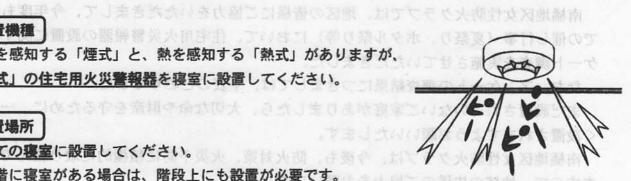
設置機種一個班內班經緯從外間等

煙を感知する「煙式」と、熱を感知する「熱式」がありますが、 「煙式」の住宅用火災警報器を寝室に設置してください。

設置場所

全ての寝室に設置してください。

2階に寝室がある場合は、階段上にも設置が必要です。



設置例 【寝室が1階のみの場合】 【寝室が1階と2階にある場合】 居室 居室 階段 居室 军职 階段 廊 廊 台所 台所 寝室 寝室 下 下 住宅用火災警報器)

設置後の維持管理

点検ボタンやひもを引いて、定期的に作動確認をしてください。 ホコリが入ると誤作動を起こす場合がありますので、定期的にお掃除をしてください。

前橋市でこんな事例がありました

男性が、たばこを吸いながら寝込んでしまったため、まくら代わりにしていた座布団に火が落ち て出火したが、住宅用火災警報器の音で目が覚めて火災に気づき、水道水により消火することがで きました。



